

西尾幡豆のグランドデザインを創る有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 西尾幡豆の夢を大いに盛り込んだグランドデザインを策定するため、西尾幡豆のグランドデザインを創る有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

西尾幡豆のグランドデザインの策定に関すること。

前号に掲げるもののほか、グランドデザイン策定に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 有識者会議は委員16名で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

関係団体職員等

有識者

愛知県職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から西尾幡豆グランドデザインを策定するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議には会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は委員の互選により定める。

3 副会長は委員の内から会長が指名する。

(会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 有識者会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(解散)

第8条 有識者会議は、第2条の所掌事務が終了したとき、解散するものとする。

(事務局)

第9条 有識者会議の事務を処理するため、事務局を企画部企画課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営その他必要な事項は、会長が市長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月20日から施行する。